



わが社の輸送の安全に関する基本的な方針

「笑顔のあいさつ、安全宣言でつくる信頼」

- ・ 経営者は、安全は最大の顧客満足であることを深く認識し、社内において顧客の安全輸送に主導的な役割を果たします
- ・ 従業員に対し、輸送の安全が顧客満足につながるという意識を徹底させます

(社内への周知方法)

- ・ 社内（点呼執行場）へ掲示する
- ・ 始業点呼時に唱和する
- ・ 会議開始時に唱和する
- ・ 記載したカードを作成し携行させる
- ・ 社員との面談

代表取締役社長

山田憲一

わが社の輸送の安全に関する目標

「平成 30 年度は車内・車外人身事故件数をゼロに！」

「健康管理を徹底し日々の体調管理に努める・過労運転の防止」

「車両後退時 降車し後方確認の徹底」

(目標を達成する為の輸送の安全に関する計画)

- ・ 年 12 回の早朝会議 ・ 年 12 回の運転教育
- ・ 衝突防止補助システム(モービルアイ)を活用した警告音を出さない運行指導
- ・ ドライブレコーダー映像、ヒヤリ・ハット報告用紙の共有及び活用
- ・ 健康診断における早期治療と生活改善の徹底指導
- ・ 配車管理システム sora を活用し、労務管理の徹底

わが社の従業員に対する教育および研修・情報交換方法

- ・ 報告・連絡・相談を徹底し、情報の共有を図る
- ・ 早朝会議にて挨拶の徹底および基本方針の勉強会・意見交換会の実施
- ・ 大・中型車両の不慣れを解消する為 対象ドライバーの運転教育の徹底
- ・ 安全運転中央所研修への参加

安全に関する教育実施計画

・ 早朝会議	年 12 回	月 1 回×12 ヶ月
・ 運転教育	年 12 回	月 1 回×12 ヶ月
・ ドライブレコーダー映像指導	年 24 回	月 2 回×12 ヶ月
・ 安全運転中央所研修	年 1 名	9 月
・ 救命救急講習	年 2 回	7 月・2 月
・ 安全運転中央所研修	49,000 円×1 名=49,000 円	

合計 49,000 円

安全に関する物品購入計画

モービルアイ 8 台

衝突防止補助システムの導入を行い、前方の車両・車線・歩行者などを常にモニターする運転教習車にて、初任運転者等の安全教育を行う

200,000 円×8 台

itDEAL スマートブレスレット 10 台

ヘルスケアの意識づけに心拍数・血中酸素・歩数計・血圧などを常時記録し体調管理に備える

4,200 円×10 台

合計 1,642,000 円

平成 29 年度運輸安全マネジメントに関する反省事項

「平成 29 年度は車内・車外人身事故件数をゼロに！」

「健康管理を徹底し日々の体調管理に努める」

「労務管理を徹底し過労運転の防止」

(結果)

- ・車内外人身事故は 0 件でした 軽微な接触事故等が 9 件ありました
- ・内バック事故においては 7 件ありました
- ・健康診断後の要精密検査を徹底し、健康管理に努める事が出来ました
- ・高速渋滞などの遅延による拘束時間オーバー以外は 規程内での運行ができました

(原因)

- ・基本方針の始業点呼における唱和の徹底及びドライバー安全会議にて安全教育を行った結果、車内外の人身事故をゼロにする事ができました
- ・デジタコ付きドライブレコーダーの映像を使いヒヤリ・ハットの情報共有の徹底及び指導を行いました軽微なバック・接触事故を 5 件以下にする事ができませんでした
- ・バック時における動作確認が徹底されていない 降車しての確認が周知できていませんでした

反省事項に対する改善方法

1. 早朝会議・運転教習において、従業員の安全に対する意識と顧客満足に対する意識の改善を引き続き図ります
2. 引続きデジタコ付きドライブレコーダーの映像を活用した、ヒヤリ・ハット報告用紙の共有及び活用
3. 衝突防止補助システム(モービルアイ)を活用した警告音を出さない運行指導
4. 日常点検におけるチェック箇所の確認及び運行時携行品の確認の徹底
5. 挨拶実習を徹底的に行い 事故防止に繋げる、お客様への案内を実施
6. すれ違い時の運行において、徐行・停止を行い 安全確認の徹底
7. 車両の不慣れを解消する為に 全ドライバー対象の運転教育の実施
8. バック時における動作確認や運転席からの死角を全ドライバーに再教育する
9. 個人面談を確実に、意見交換を行う

平成三十年度安全推進重点実施項目

- 一. 追突事故の防止 (28年度0件→29年度0件)
 - ※ 適正な車間距離の確保
 - ※ 「ながら」運転・「わきみ」運転の厳禁
 - ※ 衝突防止補助システム教習の徹底

- 二. バック追突事故防止 (28年度4件→29年度7件)
 - ※ バックする場所の「降車」確認の励行
 - ※ バック操作の基本の励行

- 三. 衝突(接触)事故防止 (28年度7件→29年度2件)
 - ※ 「確実な停車」「よく見て」「確認」の励行
 - ※ 「慌てず」「焦らず」周囲の確認を徹底

安全管理規程

株式会社アクト

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の4の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 小川事業部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
 - 3 運行管理者は、小川事業部長の命を受け、輸送の安全確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の保存期間は5年間とする。

平成 18 年 10 月 01 日 制定

平成 25 年 10 月 01 日 実施

平成 29 年 4 月 01 日 改定実施

輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制

